

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和55年度
	昭和61年度
	平成6年度
	平成12年度
	平成22年度
	平成27年度
	令和4年度

東郷農業振興地域整備計画書

令和5年3月14日
(東郷町告示第5号)

愛知県愛知郡東郷町

目 次

	ページ
第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	2
(2) 農用地利用計画変更の基本方針	4
(3) 農業上の土地利用の方向	5
ア 農用地等利用の方針	5
イ 用途区分の構想	6
ウ 特別な用途区分の構想	7
2 農用地利用計画	7
第2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2 農業生産基盤整備開発計画	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連	8
4 他事業との関連	8
第3 農用地等の保全計画	9
1 農用地等の保全の方向	9
2 農用地等保全整備計画	9
3 農用地等の保全のための活動	9
4 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画	11
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための 方策	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	15

第5	農業近代化施設の整備計画	16
1	農業近代化施設の整備の方向	16
2	農業近代化施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	17
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	17
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	17
3	農業を担うべき者のための支援の活動	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	19
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	19
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	19
3	農業従事者就業促進施設	20
4	森林の整備その他林業の振興との関連	20
第8	生活環境施設の整備計画	21
1	生活環境施設の整備の目標	21
2	生活環境施設整備計画	24
3	森林の整備その他林業の振興との関連	24
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	24
第9	付 図	別添
1	土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)	該当なし
3	農用地等保全整備計画図 (付図3号)	該当なし
4	農業近代化施設整備計画図 (付図4号)	該当なし
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図5号)	該当なし
6	生活環境施設整備計画図 (付図6号)	該当なし
7	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 (付図7号)	
別記	農用地利用計画	26
(1)	農用地区域	26
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	26
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	26
(2)	用途区分	27

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

東郷町（以下「本町」という。）は、愛知県のほぼ中央に位置し、東部及び東南部は境川を隔ててみよし市、西部は名古屋市緑区、南西部は豊明市、北部は日進市にそれぞれ接している。

人口は43,856人(令和4年7月31日現在)であり、東西4.68km、南北6.96km、総面積18.03km²を有する都市近郊の町である。

自然条件は、平地部と丘陵部との接合地帯で大小起伏が見られるが、地質は大部分が新洪積層に属する土壌で、比較的肥沃な土質である。気候は一年間の平均気温が約16.8℃と温暖で、降水量は年間約1,553mm、冬季にも降雪はまれである。

交通は、東西軸として(都)国道153号バイパス線、南北軸として(都)瀬戸大府東海線等の都市計画道路を主な町の骨格的な交通軸として、市街地や都市拠点・地域生活拠点等を結んでいる。

農業については、愛知用水の完成、土地改良事業により丘陵部まで農業生産基盤は整備された。

市場条件では、名古屋市の中心部まで約20km、豊田市まで約10kmの近距離にあることから、新鮮な農作物を供給することで付加価値を高めるとともに、都市近郊である立地条件を生かして土地利用型農業から集約型農業へと移行し収益性の高い農業を目指す。

第6次東郷町総合計画（以下、「総合計画」という。）では「人・まち・みどり ずっと暮らしたい とうごう」の実現に取り組むとともに、土地利用では、農業的土地利用と都市的土地利用の調整を十分に行い、工業及び住居系の開発による市街地整備を進め、農業と他産業の調和のとれたまちづくりを推進する。

また、商業系の開発では、東郷セントラル地区において、商業・業務・娯楽・レクリエーション機能、交通結節機能等の集積を図るとともに、町役場、町民会館、いこまい館、総合体育館等の近隣公共施設との連携を推進する。

なお、本町農家の大多数を占める兼業農家の就業を確保する上で必要とされる施設で、広域的な土地利用を必要とする工業系の開発については、総合的な

視野に立って農用地利用計画の変更も含め、総合計画、東郷町都市計画マスタープラン等との整合を図り、農業振興地域における主要用途別土地利用の将来目標を次表に示す。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和4年)	367	31.0	0	0	(-)	15.7	—	—	—	—	630	53.3	1,183	100
目標 (令和14年)	300	25.4	0	0	(-)	15.7	—	—	—	—	697	58.9	1,183	100
増減	△67		0		0		—		—		67		—	

(注) 1 () 内は混牧林地面積である。

2 住宅地、工業用地はその他に含む。

3 目標は、開発構想 24ha 及び個別案件 (H28~R3) の年平均 (4.3ha) に 10 年を掛けた 43ha の計 67ha の減少とした。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 367ha のうち、次に掲げる農用地以外の農用地、215ha について農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

(a) 集落区域内に介在する農用地

単位：ha

集 落 名	農用地面積
諸輪和合地区 A-1	13.8
A-2	0
A-3	12.5
春木地区 B-1	17.8
B-2	28.6
B-3	1.1
計	73.8

- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

単位：ha

集 落 名	農用地面積
諸輪和合地区 A-1	31.2
A-2	0.6
A-3	8.9
春木地区 B-1	0.3
B-2	11.8
B-3	11.4
計	64.2

- (c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地（その他の農地）

単位：ha

集 落 名	農用地面積
諸輪和合地区 A-1	3.1
A-2	0
A-3	6.8
春木地区 B-1	0.4
B-2	3.7
B-3	0
計	14.0

- (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針
該当なし

- (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち（ア）において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または、隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

- (エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農業基盤整備事業の施行に関わる農用地に介在し、または、隣接する山林、原野等のうち、農用地と一体的に保全する必要があるものについては、農用地区域に設定する。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

社会情勢の変化に伴い農業を取り巻く環境も著しく変化した。本町においてもその影響を受けており、担い手の高齢化、農家の農業離れや他産業への流出による農業従事者の減少が見られるため、時代の変化を考慮した農業振興地域整備計画を策定し、本町農業の振興に取り組む。

今回の見直しについては、おおむね 10 年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本町における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和 3 年 12 月）との整合を図る。

また、この方針により地域の活性化を促進し、次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備するとともに、優良農地の保全に努める。

ア 農用地区域へ編入に努める土地

(ア) 過去に国の実施若しくは補助のあった農業生産基盤整備事業により現在、集団的優良農地として利用されている土地、及び今後、農業生産基盤整備事業が実施されることが見込まれる土地。

(イ) 面積がおおむね 10ha 以上の一団の農地で、今後優良農地として保全していくことが望ましい土地。

(ウ) 町の判断で農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地。

イ 農用地区域からの除外を検討する土地

今後とも優良農地の確保と農業の持続的発展に努めるものとし、除外に当たっては、本町が政策的に都市的土地利用を図る区域を除き、必要最小限に止めるものとして、将来に渡って保全管理することが困難または不適當と考えられる土地。

(ア) 集落に介在する土地で、次のすべてを満たす土地（集落介在地）

a 農用地区域の外周にあり、集落内に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難なおおむね 30 a 以下の土地。

b 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。

c 周囲（2 方向以上）が宅地、雑種地、道路、河川等に囲まれている土地

d 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基

盤整備事業の実施が見込まれない土地（ただし、工事完了後 20 年以上経過した事業は含まない。）

※ 30 a の根拠：本町の平均的な整備基準は 10 a であるが、近年の農業生産基盤整備事業の整備規模が 30 a を基準としているため。

(イ) 農業の近代化が図れない土地で、次のすべてを満たす土地（近代化不可）

a 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業の実施が見込まれない土地（ただし、工事完了後 30 年以上経過した事業は含まない。）

b 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地

c 営農条件、自然的条件からみて、生産性が低く農業の近代化が図れない土地

(ウ) 公共案件・個別案件の土地（個人申請により除外する土地）

随時に発生する小規模な公共案件及び一般個別案件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの要件をすべて満たし、さらに次の要件を満たす土地及び同法第 10 条第 4 項に該当する土地について除外を検討する。

a 本町の農業振興方針に支障がない土地

b 新規事業の場合は、当該施設を必要とする明確で合理的な理由が客観的に認められる土地

c 他法令に基づく許認可等の見込みが明らかである土地

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地の高度利用により、農業生産力の向上を図るためには、自然条件、土壌条件、営農条件、本町の立地等を考慮し、地域に適応した重点作物の団地化を進め、農用地区域内の土地利用を積極的に推進する。

また、農業経営の規模拡大を図ろうとする意欲的な経営体を主体として、兼業農家、高齢農家等の役割にも眼を向けた総合的な土地利用体系の確立を目指すものとする。

なお、農用地区域を設定しようとする農地等は、次表のとおりである。

単位：ha

区分 地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
A・諸輪和合	159	—	—	0	159
B・春木	139	—	—	0	139
計	298	—	—	0	298

(注) 道路、水路を含む。

イ 用途区分の構想

各地区の農用地等の利用構想及び都市計画マスタープランで開発が位置付けられている区域または位置付けされることが確実な区域のうち、その中に含まれる農用地区域面積が4haを超える区域について、下記に記載する。

(ア) 諸輪和合地区 (A-1～A-3)

A-1地区

前川境川水系に属するこの地区の農用地89haについては、現在ほ場整備が完了し、水田としての利用を行っていくとともに、前田地区など前川周辺農地から仲田地区にかけて愛知用水の直分水を利用しての冬季灌水ができる受益農地が多いため、その利点を生かし園芸作物や、施設野菜、などの品目を取り入れ、土地利用型農業との複合経営を検討する。

(都)豊田知立線、豊田東郷線の幹線道路や、東名三好 IC に近接する立地を生かし、近年工場及び物流施設が集積されている。引き続き、東郷町の産業拠点として工業系土地利用を主体とした先進的な工業系新市街地候補ゾーンとして設定されており、現在、約15haの工業系の開発構想がある。

工業系新市街地候補ゾーンについては、地域の持つ様々な利活用の可能性に配慮するとともに、個々の開発敷地内の緑化を条例等により推進することで、営農環境や自然環境との調和に十分留意した整備の在り方を検討することが必要となる。

A-2地区

この地区は物流施設がすでに進出済みであり、残された農用地は14haとなっている。この残された農用地においても、工業系新市街地候補ゾーンに位置付けられており、現在、約11haの工業系の開発構想がある。

事業実施に当たっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行う

ことが必要となる。

A-3 地区

この地区の農用地 56ha において、田については、ほ場整備が完了しており、今後も荒廃農地が発生しないよう農地の保全に努める。

(イ) 春木地区 (B-1～B-3)

B-1 地区

境川水系に属するこの地区の農用地 74ha は、ほとんど田として利用され、基盤整備がおおむね完了し、団地性も傾斜度 1 / 1,000 未満で構成され、主要地方道名古屋岡崎線を挟んで両サイドにそれぞれ約 35ha 程度の集団的優良農地があり稲作が機械化により効率的に行われている。

このように、この地区は田としてのよい条件を備えていることから、今後も本町が支援体制をとり、田としての利用を進め、土地利用型農業の推進を図る。

B-2 地区

この地区の農用地 30ha においては、ほ場整備がおおむね完了しており、今後も荒廃農地が発生しないよう農地の保全に努める。

B-3 地区

この地区の農用地 35ha においては、ほ場整備がおおむね完了しており、今後も荒廃農地が発生しないよう農地の保全に努める。

また、千子地区の一部では露地野菜の優良な畑作がされており、今後もその拡大を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。(P.26～27)

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業を営む基礎となる土地の生産性を高めるため、かんがい排水施設などの整備を進め、維持管理、優良農用地の確保及び保全に努める。

また、愛知用水の有効利用、ため池の整備及び保全を進め、農業用水の確保に努める。

なお、今日において農地は農業の基盤であるとともに、本町の自然景観を構成する重要な要素であることから、農地の持つ多面的機能の活用も図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の高齢化、後継者不足、離農により、管理不十分な荒廃農地等が増加することが懸念されることから、本町、農業協同組合、本町農業委員会、県農業改良普及課等が十分なる相互の連携の下で、意欲的な法人を含む新規就農者に対し、掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に関する情報を一元的に把握し両者を適切に結び付けて担い手農業者に農地が利用集積されるよう農地有効活用システムの構築を図る。

また、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、積極的に荒廃農地の発生防止及び解消に努める。

近年、農村における集落機能の低下、土地改良工区役員の高齢化により、ため池や用水管などの水利施設の維持管理が困難化しており、施設の老朽化も目立ってきたが、引き続き農業用水の安定補給を確保するため適切な施設の維持管理に努める。

農地に関する造成行為に関しては、本町の農地改良指導要綱、土採取規制条例、土質等規制条例その他農地法等を適切に運用し優良農地の保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

農家に対して荒廃農地の発生防止及び農用地等の適正管理、利用権設定、農作業の受委託等と呼び掛け、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の施策に基づき、本町、農業協同組合、本町農業委員会が連携し農地の保全活動を推進する。

また、有機農業の推進等により、農業の高付加価値化を実現させることで、持続的かつ安定的な営農に繋げ、担い手への農地の集積・集約を促進することで、荒廃農地の減少を図る。

【主な施策】

- 1) 農地中間管理事業の活用
- 2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせんの促進
- 3) 特に農用地区域内を中心として耕作放棄地解消活動の実施
- 4) 東郷町農地バンク制度
- 5) 人・農地プラン

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域農業生産の維持、拡大及び発展を図るためには、担い手農家への利用権設定、作業受委託等による土地利用の集積を進め、経営規模の拡大、生産性及び所得の向上を図る。

また、担い手農家の経営目標については、重点作物、栽培技術水準、農地の利用集積の可能性、経営者の年齢、後継者の有無等の地域事情を考慮して地域の実情にあった目標を次のように設定する。

農業経営の目標	年 所 得 間 農 業		1人当たりの年間労働時間
	効率的かつ安定的な目標	主たる従業者1人当たり 地域の担い手当たり	おおむね400万円 おおむね600万円
新たに農業経営を営もうとする青年等の目標	主たる従業者1人当たり	おおむね250万円	おおむね2,000時間

資料：令和3年12月：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積 (ha)
地域の担い手	水稲・野菜	11.5ha	水稲 10ha 秋冬はくさい 0.75ha 夏すいか 0.75ha	2	22.0
	水稲専作	27ha	水稲 15ha 作業受託 12ha×基幹3作業	2	54.0
	多品目野菜	1ha	少量多品目	1	1.0
	トマト専作	30a	トマト 30a	3	0.9
	イチゴ専作	30a	イチゴ 30a	2	0.6
	果樹複合	1.3ha	いちじく 30a・桃 80a・柿 20a	1	1.3
	洋ラン専作	40a	オンシジユウム 20a カトレア 20a	1	0.4
	酪農専業	経産牛 50頭 育成牛 10頭	—	1	—
	採卵養鶏専業	成鶏 10,000羽	—	1	—
個別経営体	体験農園+露地野菜	60a	体験農園 30a 露地野菜 30a	1	0.6
	ブルーベリー+露地野菜	80a	ブルーベリー 40a 露地野菜 40a	1	0.8
	トマト専作経営	15a	トマト 15a	1	0.2
	イチゴ専作経営	18.5a	イチゴ 16a	1	0.2
	イチジク桃複合経営	55a	イチジク 30a 桃 25a	1	0.6

(注) 資料：東郷町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和3年12月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、本町農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び農業者である有限会社東郷農産等と緊密に連携し、今後効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の担い手農業者等に対して、農地の利用集積を促進する。

また、農地中間管理事業を活用し農地の集積及び集団化への誘導を図る。

なお、農地の利用集積を図る上で、集落営農の組織化を進める際は、既存の認定農業者の規模拡大努力に十分配慮し、地域に合った営農類型の確立を図るための話し合い活動の中で十分な調整を行う。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の規模拡大及び農用地の効率的利用に関して、より組織的・計画的に進めるためには、ほ場整備された優良農地を中心に、地域の農業生産と農地の有効利用に対する多面的な調整が必要であり、以下の方策を推進する。

(1) 農地の利用集積の推進

農業協同組合が農業経営の基盤強化をする上で東郷町水田農業ビジョンで担い手として位置付けている有限会社東郷農産や、地域の担い手農業者へ農地の利用集積を進め、経営規模の拡大、安定を図る。

(2) 農作業の受委託の推進

J Aあいち尾東農業協同組合南部営農センターを窓口として、農業協同組合が、農作業受委託の受付をし、有限会社東郷農産または地域の担い手農家へ作業の再委託を行う。

(3) 担い手農家の育成

兼業化の進行と併せ農業後継者不足、農業労働力の高齢化、脆弱化により、荒廃農地の増加が懸念される。このまま放置すれば、農業を行う環境が更に悪化していくものと考えられるため、このような状況の中でも意欲の高い地域の担い手が今後、安心して農業を営むことができる環境の整備に努める。

特に個人の新規就農者を育てるには農学校をはじめ農業を学び体験する機会を与えるなど、関係団体及び地域全体で支援体制を整える。

また、女性の感性を生かし、生きがい農業を行う高齢者をも含めた地域全体の農業構造の再構築に努める。

ア 地域の担い手及び法人を含む新規就農者（以下新規就農者という。）の育成確保の方策

本町は、県、農業協同組合を始めとする農業団体及び農業者と一体となって、地域の担い手を確保する体制の整備を図るとともに、町内外から新規就農者を確保するため、農業が魅力的で、やりがいのある職業として選択できるよう就農環境等の整備に努める。

また、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の中心となる地域の担い手に対しては、高度な知識、技術等を習得させるよう誘導するとともに、幅の広い視野を持った地域の農業のリーダーとなるよう育成する。

このため、次の重点目標を定め、地域の担い手及び新規就農者の育成を図る。

- 1) J Aあいち尾東担い手育成総合支援協議会と協力して人・農地プランで位置付けた地域の担い手及び認定農業者が、より効率的で安定した経営体になるよう経営相談等を実施し、支援する。
- 2) 本町及び農業協同組合等の農業関係団体が協力して地域の担い手及び新規就農者が、新規就農者育成総合対策等の農業者支援メニューを上手く活用できるように支援するなど、地域の担い手及び新規就農者が育つ環境づくりを推進する。

イ 女性の役割の明確化と能力発揮

就農者の高齢化、農業後継者が減少する中、女性にも担い手としての期待が高まっている。

このため、次の重点目標を定め、その実現に向けて各種の施策を推進する。

- ① 女性の農業への主体的な参画と職業能力の向上
- ② 農業経営の継続的発展を目指す新しい農村生活の確立
- ③ 女性の活動を支える推進体制の整備

ウ 高齢者の役割と能力発揮

高齢者が健康で自立した生活を送るため、また、農業におけるマンパワーの不足という状況を補うため、生産または経営に関する知識若しくは技術を持っている高齢者に対し、農業の生産活動の場での活躍が期待されている。本町としても関係機関と協力して、これらのことを考慮した上で、次の重点目標を定め推進する。

- ① 摘果、剪定等熟達した技術の発揮が可能な部門への進出
- ② 野菜の多品目少量生産等高齢者の長年の経験を生かした、きめ細かな観察と手数をかけることを必要とする生産への取組
- ③ 野菜の有機栽培等高齢者の経験と技術を駆使した地域における新しい試みへの取組

(4) 特産品の開発

都市近郊の立地を生かした特徴ある農業として、新たな農産物の特産品開発を進める必要があり、地元中小事業者と農業関係者による生産、加工、販売の農商工連携を図り、特産品の開発を推進する。

(5) 地産地消の推進

本町では、地産地消の観点から平成2年2月に「農産物直売所友の会」が設立され、あいち尾東農業協同組合の東郷グリーンセンターに直売場を整備し、同年4月から農産物の販売を行っている。

しかしながら、現在「農産物直売所友の会」の会員は高齢化し、直売場への農産物出荷量は減少し、売上も低迷している。

今後は、会員への意識向上や新たな就農者等新規会員の発掘をするとともに、会の組織化を図り直売場での安全で新鮮な地元野菜の安定した供給ができるよう体制づくりに努める。

また、地産地消として学校給食での町内産の食材の消費や地域内消費を今後とも推進していく。そのためには、就農しやすい環境を整備することにより、様々な新規就農者を確保し、営農を支援すると同時に、規模拡大の余地のある農家には農地を集積するよう支援する。

なお、現在では町内産の農産物が町外の直売場へ出荷されることも多く見られ、更に地産地消を拡大するため、直売場の事業拡大、軽トラ市や朝市の開催などを推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町の農業は、大都市近郊という立地条件と、近年における他産業の著しい発展により、農業労働力の流出が大きい。この現状に対し、農用地の整備とともに、農作物の生産性の一層の向上を図り、農業を魅力あるものとしていく必要がある。このため、農業近代化施設、機械等の充実、担い手農家を中心とする生産組織における生産性の向上を推し進め、都市近郊農業という地域環境を生かし農業が自立経営のできるものとしていかなければならない。

そのため、稲作については、地域の担い手農家及び法人等の生産組織を育成し、これによる耕起、代かき、病虫害防除、収穫調整等の作業受託を推進し効率的な作業を行い、稲作労働の省力化を図る。

また、野菜については、担い手農家への農地の利用集積を推進することにより、露地野菜の秋冬はくさいの生産規模拡大を推進するとともに、裏作によるスイカ等の夏野菜類の作付けについても拡大を図る。

さらに、これと併せて直売所の充実強化も図るため、運営活動について本町及び農業協同組合が助成し、消費者ニーズにあった野菜の種類及び品種の充実、直売所のPRを図り、売上げの向上を目指す。

農業協同組合については、平成11年4月1日に瀬戸市、尾張旭市、長久手町、日進市、東郷町、豊明市で広域合併後20年以上を経過しているが、今後もその成果を期待する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力ある者が農業経営の発展を目指すに当たりこれを支援するために、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町、農業協同組合、本町農業委員会が中心となり、県農業改良普及課及びJAあいち尾東担い手育成総合支援協議会の協力を得て、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを推進し、望ましい経営を目指す農業者やその集団等に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者自らが農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、本町農業委員会の協力を得て、農地中間管理機構を活用し農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握に努め、両者を適切に結びつけて利用権設定を進めるとともに、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で、担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

平成19年8月23日に設立されたJAあいち尾東担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び組織経営体または今後認定を受けようとする農業者、生産組織を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会を行う。

また、とうごう農学校の充実を図り多様な農業者の育成を推進するとともに、農業経営の意向のある修了者には、農地の利用権設定等の就農支援をする。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町は、名古屋市東部の近郊農業地帯として発展してきたが、都市化の影響を受け、宅地開発等が進んだ結果、農地の減少、非農家等との混住化が著しく進み、旧来の農業中心による農業経営形態も大きく変化した。

また、農業以外の就業機会にも恵まれることから他産業に就業するなど兼業農家が大部分を占めるようになり、農業就業人口は、全就業人口の1.1%まで減少している。

現在、他産業への農業従事者の就業は高度に定着している状況にあることから、今後もこの安定的な就業を維持するよう努める。

【農業従事者の就業の見通し（令和14年度）－他産業別】

単位：人

区 分		従 業 地								
I	II	町 内			町 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	45	12	57	51	20	71	97	32	129
自 営 兼 業	—	25	17	42	2	2	4	28	19	47
パート・アルバイト	—	15	23	38	15	18	33	30	41	71
そ の 他	—	15	15	30	2	2	4	17	18	35
総 計	—	100	67	167	70	42	112	172	110	282

(注) 令和3年10月実施の『東郷町農業振興地域整備計画に関する意向調査』及び総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し（うち農家）より推計した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

大都市近郊で就業先が豊富なため、農業従事者の多くは安定した就業の場を確保していると思われるが、これを維持していくため農業従事者の意向の把握に努める。

有機農業の推進等により、農業の高付加価値化を実現させることで、持続的かつ安定的な就農を促進する。

また、農地中間管理事業の活用によって遊休農地の発生を抑制し、効率的・有効的な農業を行う。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

名古屋市に隣接する当地域では、我が国経済社会の変化の中で、就業の機会にも恵まれるなど、従来の農村即農業者の居住区域という形態は大きく変貌してきている。同時に、農業者自体の質的变化（兼業化への移行）と非農家との混住社会が進む中で、これら農村居住者の生活水準は全般的に向上し、農村に居住する人々の間にも都市と同様に道路の整備・舗装、医療施設の整備、憩いの場、スポーツ施設、下水道の整備等、健康で安全で文化的な生活環境の中で安定感のある生活を望むなど、環境整備へのニーズは多様化・複雑化している。

このような要望に応え、農村においても都市部と同等に便宜を享受できるよう、総合計画や東郷町都市計画マスタープランに沿った内容の記載とした。

(1) 安全性

南海トラフ地震の発生が懸念されていることに加え、近年では、台風や線状降水帯による長時間の豪雨が発生していることから、より一層の防災・減災対策の充実が求められている。公共施設においては耐震補強工事が完了しているものの、依然、耐震性に欠けると思われる住宅が確認されていることから、緊急輸送道路沿いの建築物等の耐震化を推進するなど、地域の強靱化を進める必要がある。

自助・共助の観点から地区自主防災組織の育成を推進し、自主防災組織により実施される防災訓練の継続・充実を図っていく必要もある。一方で、消防団員数は、年々減少傾向にあるため、消防団員の確保を進めるとともに、老朽化した消防団の施設等の更新が必要である。

さらに、令和2年（2020年）に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の生命・生活や地域経済に甚大な影響を与えており、今後の新たな感染症に備え、徹底した対策を講じることが必要である。

交通関係では、本町は自動車に依存する割合が高いことから、交通事故を防止するため、町民が被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識を持つほか、交通安全施設の整備・更新が必要となっている。

防犯関係では、近年では、全国的に特殊詐欺等の今までと形態が異なる犯罪が増加している。このため、本町においても、犯罪被害を防止するため、町内の金融機関と協同して特殊詐欺の未然防止に努めることや、地域防犯ボランティアを育成していくことが重要である。

消費者ニーズの多様化や消費生活のオンライン化・デジタル化が進展する中、ニーズに即した商品やサービスが便利に入手できるようになった一方で、悪質商法によるトラブルや高額な被害等の発生が懸念される。自立する消費者を育成、支援し、多種多様化する相談内容に対応するため、適切な情報の提供や相談体制の充実・強化を図っていく必要がある。

(2) 保健性

本町の下水道事業においては、水洗化率 100%を目指して、下水道への切替えを進めていくことが課題となっている。維持管理についても管・施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減していくことが必要である。

上水道については、4市1町で構成する愛知中部水道企業団で広域水道事業として実施している。節水型社会の進展により水需要の大幅な増加が見込めない中でも、水道施設の経年化に伴う更新、南海トラフ地震を始めとした災害対策を行う必要がある。また、水環境を守るため水源地の自然環境を整える必要がある。

本町のごみの排出量は、近年、ほぼ横ばい傾向にある。焼却処理が必要なごみ量を抑制して埋め立て処分量を削減するためには、一層のごみの減量化と資源化を推進する必要がある。そのため、町の資源回収ステーションのみでなく、民間の資源回収場所の積極的な活用や更なる回収方法の検討等、資源化できる機会を増やすことが必要である。

保健・医療については、町民が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域の医療体制の充実を図ることが重要であり、安心して医療を受けられるよう、医療保険制度や福祉医療の適正な運用を図る必要がある。

(3) 利便性

町民ニーズの高い大規模病院や、鉄道駅等近隣市へのアクセス利便性向上等のため、バス路線の再編を行う必要がある。そのため、近隣市が委員として参加している地域公共交通会議や尾三地区広域公共交通推進会議を活用して、大規模病院や鉄道駅への乗り入れ及び近隣市のコミュニティバスの相互乗り入れについて検討・研究する必要がある。本町の地域特性に応じた、誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供に取り組む必要がある。

(4) 快適性

本町は森林、河川、里山、ため池、水田等の豊かな自然環境を有し、多様な生物が生息している。しかし、都市的な開発が進む中で昔ながらの自然が失われつ

つあるとともに、アライグマやブラックバス等に代表される外来生物の増加により生態系への影響も懸念されていることから、多様な生態系の保全が求められている。

緑豊かな自然環境は本町の強みであり、自然とのふれあいを重視する傾向も高まっている。

こうしたことから、町民が自然とふれあえる場の整備や、次代を担う子どもたちが自然や環境について学ぶ場を創出することが必要である。さらに、公園整備については、荒廃農地等を有効活用した整備方法の検討や公園の計画策定段階からの町民参加、既存の都市公園の老朽化対策等を進める必要がある。

(5) 文化性

地域の中で運動・スポーツを楽しむきっかけや仲間づくり、生きがいつくりの機会を求める声が高く、多様なニーズに応じて指導ができる人材や環境が求められている。それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた施策を展開し、主体的、継続的に生涯にわたって楽しめる運動・スポーツの普及を促進していくことが必要である。町民が主体的に運動・スポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブ等、地域が主体となって運動・スポーツを推進する取組の充実を図ることも必要である。

生涯を通じて学ぶこと、文化芸術に触れることは心を豊かにする。本町では、様々な講座やコンサート・演劇等の公演を実施しているが、定員に達していない公演や講座等もある。そのため、多様化する町民のニーズを把握し、町民が参加したい、今後も続けていきたいと思う各種事業を実施することが必要である。さらに今後、高齢化が進展する中、現役時代に得たシニアの経験やノウハウの発掘を行い、世代を超えた交流や高齢者の社会参加の促進につなげていくことも求められている。また、幅広い知識の習得や多様な学びを支援する場である図書館のサービスを充実することが必要である

本町には、県・町の指定文化財以外にも、数多くの文化財や地域の民俗習慣、昔の生活等の貴重な資料が残されている。こうした文化財や地域の歴史を保存・活用し、次代に継承していくことが必要である。次代の子どもたちに対しては、地域の伝統文化を学ぶ授業が小中学校で実施されている。各団体が行っている伝統文化親子教室や、日頃の練習の成果を発表する機会として、伝統文化発表会を開催することにより、後継者の育成に努めており、今後も無形民俗文化財や伝統

芸能を継承していくための取組が必要である。地域文化を振興し、身近に文化芸術に触れ参加することができるよう、その先導を担う文化団体の活動を推進していく必要がある。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)
- 2 農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 (付図2号：該当なし)
- 3 農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 (付図3号：該当なし)
- 4 農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 (付図4号：該当なし)
- 5 農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 (付図5号：該当なし)
- 6 生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図 (付図6号：該当なし)
- 7 農 用 地 区 域 に 含 め ない こと が 相 当 な 農 用 地 の 図 面 (付図7号)

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

農用地区域は下表「区域の範囲」の欄に掲げる区域内の土地のうち、「除外する土地」の欄に掲げる区域内の土地、並びに、昭和49年3月31日現在において、農地法4条、5条にて許可になっているが、現況農用地である土地を除いた土地を、農用地区域とする。

(ただし、詳細は表示の手段としての平面図『付図8号 S=1/2,500』による。)

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
諸輪和合 A-1	大字諸輪字片平山、字五反田、字篠木、 字百々、字中木戸西、字八王子前、字畑尻山、 字畑尻、字米ヶ廻間、字池上、字上前田、 字前田、字吉田、字曙、字富士塚、 字富士見台、字東脇、字五輪下、字仲田、 字下仲田、字観音、字観音前、字仁登、 字北山、字向イ、字永丁、字東諸輪の一部の 土地 大字諸輪字下前田、字上仲田の全ての土地	左記の土地のうち付図8号 に示す黄色、橙色以外の土地	
諸輪和合 A-2	大字諸輪字永井田、字杉ノ木、字福田の一部 の土地	左記の土地のうち付図8号 に示す黄色、橙色以外の土地	
諸輪和合 A-3	大字諸輪字大坊池、字稲場、字永根、字押草、 字押草台、字尼ヶ根、字狐坂の一部の土地 大字和合字東蚊谷、字大坂、字神ノ木、 字林清池の一部の土地	左記の土地のうち付図8号 に示す黄色、橙色以外の土地	
春 木 B-1	大字春木字東前田、字西前田、字狐塚、 字仲田、字道下、字追分、字太子、字上川原、 字西前、字起内、字畑尻、字四ッ塚の一部の 土地	左記の土地のうち付図8号 に示す黄色、橙色以外の土地	
春 木 B-2	大字春木字勘右エ門新田、字弥計、 字下鏡田、字柏屋本、字折橋、字新池、 字小坂、字清水ヶ根、字藤坂の一部の土地	左記の土地のうち付図8号 に示す黄色、橙色以外の土地	
春 木 B-3	大字春木字千子、字伊勢木、字榊池、字塩田、 字柏屋木の一部の土地 大字和合字新濁池、字前田の一部の土地	左記の土地のうち付図8号 に示す黄色、橙色以外の土地	

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

(ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図8号〕による。)

地区・区域番号	用途区分
諸輪和合 A-1	農地：付図8号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域
	農業用施設用地：付図8号で示す区域のうち橙色で着色した土地の区域
諸輪和合 A-2	農地：付図8号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域
	農業用施設用地： —
諸輪和合 A-3	農地：付図8号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域
	農業用施設用地：付図8号で示す区域のうち橙色で着色した土地の区域
春木 B-1	農地：付図8号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域
	農業用施設用地：付図8号で示す区域のうち橙色で着色した土地の区域
春木 B-2	農地：付図8号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域
	農業用施設用地： —
春木 B-3	農地：付図8号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域
	農業用施設用地： —

整 備 計 画 書

付 図

